公益社団法人 埼玉県看護協会 研究倫理審査の手引き

公益社団法人埼玉県看護協会の研究倫理審査の申請を希望される方は、以下をご参照の 上、申請書類を提出してください。

1. 目的:公益社団法人埼玉県看護協会(以下、「本会」という)又は、会員が行う人を対象とした調査・研究(以下、「研究等」という)が、ヘルシンキ宣言等の趣旨に沿い、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)」ならびに「看護研究における倫理指針(日本看護協会)」を踏まえて、倫理的配慮のもとに行われるかどうか審査することを目的とする。

2. 審查対象:

- 1) 会員が研究責任者で、所属する施設に「研究倫理審査委員会等」がない場合
- 2) 学会等に発表あるいは学会誌等に投稿予定である場合
- 3) 本会の名称を用いて行う研究等の場合
- 3. 審査に必要な書類
 - 1) 研究倫理審査申請書(様式1)
 - 2) 研究計画書(様式2)
 - 3) 研究倫理審査申請チェックリスト (様式3)
 - 4) その他 研究説明書、質問紙、インタビューガイド、同意書等

4. 申請の受付

- 1) 申請期間 研究倫理審査は2回/年行う
 - ① 4月1日~7月15日 審査8月~9月
 - ② 10月1日~12月28日 審査1月~2月
- 2)申請書類は簡易書留にて提出する。提出された書類は返却しない
- 3)審査の際には、申請者に研究計画についての説明を求める場合がある
- 4) 送付先

〒331-0078

埼玉県さいたま市西区西大宮 3-3 公益社団法人 埼玉県看護協会 倫理審査委員会 TEL 048(624)3300 FAX 048-624-3331 倫理審査委員会担当

5. 審査結果の通知

- 1) 倫理委員会の判定結果は、審査結果通知書(様式4)をもって通知を行う
- ① 結果は承認、条件付承認、不承認、非該当の形式で行う
- ② 条件付承認の場合は、通知書に記載された提出期限までに条件に対し、回答をするその際、加筆修正した箇所に下線を引き、修正したことがわかるようにする
- ③ 不承認は、提出された計画書に基づく研究等を進めないように助言するものである
- ④ 非該当は、倫理審査の対象外である
- 2) 通知は審査後1か月以内に行う
- 6. 研究等の終了・中止報告
 - 1) 申請者は、研究期間終了後、研究結果報告書(様式 5)により研究結果を報告するものとする
 - *様式1、2、3、4、5は埼玉県看護協会ホームページからダウンロードできる

令和6年3月26日 第1版